

被災中小企業施設・設備支援事業資金貸付制度等の返済猶予に対する柔軟な対応に関する要望

要望の要旨

被災中小企業施設・設備支援事業資金貸付制度（高度化スキームによる貸付制度）に対する返済や東日本大震災事業者再生支援機構などによる買取債権の返済に関する事業者からの相談に対して、引き続き事業者の状況に応じた柔軟な対応を要望します。

要望の理由

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）により施設・設備復旧を果たした事業者の中には、自己負担分を中小企業施設・設備支援事業資金貸付制度（高度化スキーム貸付制度）により補っている事業者がいます。

同貸付制度は、無利子かつ5年以内の返済据置が認められていますが、現在、5年の返済据置期間が到来し、返済が本格化している事業者の中には、新型コロナウイルス感染症等の影響により、当初計画していた売上回復にいまだ

至らず、返済資金の確保に苦慮している事業者もあります。

また、東日本大震災より10年を経過し、東日本大震災事業者再生支援機構等による買取債権の返済についても経済状況の悪化等により同じ状況になっております。

このような状況にある事業者から返済に関する相談がなされた場合には、引き続き返済猶予や償還期間の延長等、事業者のこれまでの決算状況だけではなく、事業の将来性も踏まえた対応をしていただくことを要望します。